

行政法

設問 1

小問 1

1. 本件計画の変更及びその申し出の拒絶は行訴法 3 条 2 号の処分に当たるか。
2. 処分性は公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、直接、国民の権利義務を形成し、またその範囲を確定することを法律上認められているものをいう。またさらに権利救済の必要性も考慮する。
3. 本件計画は、農振法 14 条 1 項及び 2 項より、指定された用途に供する旨勧告を受け、又は所有権の移転使用及び収益を目的とする権利の設定もしくは移転に関し協議すべき旨を勧告される地位に立たされる。また同法 15 条 1 項より調停を行う地位に立たされる。同法 15 条の 2 第 1 項より、行為について制限を受け、また同法 17 条よりそれと用途以外の用途に供することができなくなる。これらのことから本件計画はその土地の所有者の土地を自由に使用する権利を制限するものであると言える。
4. 一方都市計画法上の用途地域指定については、指定を受けたとしてもいまだ一般的・抽象的な制限であり、法効果の具体性を欠くため処分には当たらないとしている。そのため本件でも同様に考えられるとも言える。
5. しかし地域指定であれば開発行為等が制限されるのみであり、その土地に対する権利自体については制限はない。ところが本件では開発行為が制限されることは同様であるものの、それに加えてその土地の権利を失う可能性がある。このことから用途地域指定についての判例の射程は及ばず、本件計画には処分性が認められる。
6. 以上より本件計画には処分性があると言える。
7. 次に申出の処分性について検討する。
8. 行手法 2 条 3 号は申請について定めている。そこで本件申し出は申請にあたるか検討する。
9. 申請とは法令に基づき自己に利益を付与する処分であって行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
10. 本件では本件運用指針第 4 条によって計画変更の申出と通知の手続きが定められており、個別の農地についての計画変更を判断するためには農地所有者等からの申出が不可欠なものとなっている。このことから計画変更を求めることは、農地所有者等に何らかの利益を付与するものであって、行政庁はこの申し出に対して諾否の応答すべきこととされていると言える。したがって申し出は申請あると言える。
11. 以上より申請に対してこれを拒否することは申請に対する拒否処分として当然に処分性が認められる。
12. よって本件計画の変更の申し出の拒絶は処分性が認められる。

小問 2

処分性を聞いていることと、二つの処分があることに気付いて、配点の高さから、時間を掛けてもよいと思った。

判例に加えて、権利救済の観点を取り入れた。

建築制限は、処分性の根拠にはならないことを覚えていたので、それ以外の面で何か考えました。

どのような判例か思い出せなかったが、問題文の流れから、処分性を否定した判例と考えて、青写真判決を変更した判例ではないと気づき、このような書き方をした。

事案を覚えてないが、建築制限程度であったと考えて、権利を失う可能性を前面に押し出して、事案の違いを書いた。

問題文を見て、申請かなとすぐに思いついた。そして行手法に定義があったことを思い出した。

1. X は、3 条 5 項及び 37 条に基づき不作為の違法確認の訴えを提起することが考えられる。
2. 作為の違法確認の訴えは、申請に対し、相当期間何らかの処分を行わなかった場合に、当該申請をしたものに限り訴えを提起することができる。
3. 本件では本件計画の変更の申出は申請にあたると言える。したがって X は原告適格を有する。しかし B は何らの処分も行なっていない。そこで相当期間が経過したと言えるか検討する。
4. 行手法 6 条は標準処理期間を定めている。確かにこの期間を途過したことをもって相当期間を経過したと考えることはできない。しかし標準処理期間を定めた以上それを途過した場合、それには合理的な理由が必要である。そして合理的な理由がない場合には相当期間を経過したものと考える。
5. B は、農用地区域からの除外に 1 年程度を要する旨を公表している。これが標準処理期間に当たるといえる。また X と同時期に B にその申し出をした他の農地所有者等に対しては既に先月中に通知がなされている。このことから B が X に対して通知を行わないことについて合理的な理由があるとは言えない。したがって相当期間を経過したものと考える。
6. よって X は、B に対して、不作為の違法確認の訴えを提起することができ、これは認められる。

一年程度で応答ということから、標準処理期間であると考え、絶対的基準でなくともそう簡単には途過できないものであると考えた。

設問 2

1. X を取消訴訟においてどのような違法事由を主張するか。
2. B に本件計画の変更について裁量が認められる場合には、その裁量権の逸脱濫用がある場合に違法であると言える。
3. 裁量の有無については、その文言だけでなく処分目的、効果等を考慮する。
4. 本件では農振法 13 条 2 項は文言上計画変更をすることができると定めている。また同項 5 号には、計画変更の要件として農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していることを要件としている。そして本件計画が変更された場合その土地所有者の権利制限が解除されるというものである。これらのことから本件計画の変更には行政庁の専門的政策的判断が必要であると言える。したがって B には本件計画の変更について裁量があると言える。
5. そこで裁量権の逸脱濫用に当たるか否かは、処分の判断の基礎となる事実に誤りがありまたは社会通念上著しく妥当を欠くか否かによって判断する。
6. 本件では B は本件事業が農振法 10 条 3 項 2 号及び施行規則 4 条の 3 第 1 号の事業に該当すること、農振法施行令 9 条により 8 年を経過していないことを理由に、X の申し出の拒否処分をしている。確かに本件事業全体の完了は平成 30 年であり 8 年を経過していない。しかし本件農地と関連する部分の工事については 10 年も前に完了してい

裁量の問題であることはすぐにわかったから、裁量の有無から書き始めた。

る。そこで農振法施行令 9 条における基準時は、本件農地を直接の受益地とする上流部分についての工事が完了した時点を基準とする。そのため、本件農地は農振法施行令 9 条の基準を満たし、本件農地は農振法 13 条 2 項 5 号の要件を満たすと言える。

7. また本件事業は農地の冠水の防止を主たる目的とするものであり、農地の生産性が向上するとは考えられない。このことから農振法施行規則 4 条の 3 第 1 号イには当たらない。そのため本件事業は農振法 10 条 3 項 2 号の事業には当たらないと言える。
8. 以上より B は本件農地が農振法 10 条 3 項 2 号に当たらないにも関わらず、これに該当するとし、また農振法施行令 9 条の要件を満たしているにも関わらず、この基準を満たしていないと判断しているといえる。
9. よって B には、処分の判断の基礎となる事実に誤りがあり、社会通念上妥当を欠く処分であると言えるため、裁量権の逸脱濫用があり違法であると言える。

10.

総合コメント

今年の行政法は、とっつきにくい問題であった。処分性を聞いてるが、誘導がわかりづらく、理解するのに時間がかかり、試験中にとても焦りだした。書きながら考えようと思い、書き始めた。

時間配分

構成 40 分 答案 80 分

参考書

判例百選 基本行政法

誘導があったが、時間もなく、誘導の意味もよくわからなかったから、事実をそのまま引き写しただけとなっている。

会議録の内容を簡単にまとめただけになった。

